

# 第1章 計画の概要



# 1 計画策定の背景

---

## (1) 地域の変化に対応するために

墨田区社会福祉協議会（以下、「社協」という。）では、平成9年3月に第1次計画である「墨田区地域福祉活動計画一下町いきいきプラン」を策定し、平成15年3月には第2次計画である「墨田区地域福祉活動計画一下町いきいきプラン21」を策定しました。その後、これまでの活動経緯や地域の実情、社会情勢の変化等を踏まえ、平成24年3月に第3次計画である「墨田区地域福祉活動計画一すみだいきいきプラン」を策定しました。いずれの計画においても、住民・関係機関・墨田区・社協等が協働して、ともに支えあい・助けあう地域づくりに取り組む活動を展開してきました。

私たちが暮らす墨田区は、家族や友人間だけではなく、隣近所での支えあい・助けあいが日常的に行われてきた、“下町の良さ”が色濃く残るまちです。しかし、経済構造や社会情勢の変化、集合住宅の増加に伴う新しい住民の増加、少子高齢化や世帯の核家族化・単身化の進行などにより、地域や家族で支えあい、助けあう意識が希薄になってきています。

一方で、高齢者の孤独死や子どもの虐待といった問題もあり、東日本大震災を契機とした災害に対する関心も高まっていることから、改めて日頃から地域でつながることの必要性が求められています。

こうした地域の変化に対応し、地域の課題を解決するためには、住民や関係機関等がお互いに連携・協働して行動していくことが必要となります。

## (2) 地域福祉をさらに推進していくために

### ●地域福祉とは

児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉など、それぞれの分野において、福祉の制度やサービスは充実の方向に向かっています。しかし、私たちを取り巻く生活や地域には、制度や分野をまたがる複合的な課題、制度の谷間にある課題、公的サービスでは解決できない課題がたくさんあります。

地域福祉とは、住民や関係機関等が互いに連携・協働して支えあい・助けあいながら、だれもが安心して幸せに暮らし続けることができる福祉活動を意味します。

### ●計画改定の基本方針

平成24年度から平成33年度までの10か年の計画である第3次地域福祉活動計画は、中間年で改定を行い、平成29年度から平成33年度までが後期計画となります。後

期計画においては、前期計画を総括した上で、次の基本方針のもと、地域福祉を推進していくものとします。

## 計画改定の基本方針

### ①継続性

本計画は、あくまで10か年計画である第3次墨田区地域福祉活動計画の中間年での改定であるため、基本理念や基本目標など、計画の根幹は当初計画を踏襲します。

### ②地域を取り巻く環境の変化や新たなニーズへの対応

第3次墨田区地域福祉活動計画の策定から5年が経過したため、地域を取り巻く環境の変化や住民の新たなニーズが生じています。そのため、既存事業の見直しや新規事業を実施することで対応し、課題解決を目指します。

### ③計画事業の集約化

前期計画では計画事業数が64事業に及び、事業評価を効果的に実施することが困難でした。後期計画においては、複数部署が共同で実施する事業などを集約するとともに、重点事業を明確にすることで、効果的な事業展開を目指します。

### ④事業の達成目標の明確化

事業の達成目標を可能な限り数値化し、また、数値化に適さない事業は質的な達成目標を設定して、進捗状況を評価できるようにします。

## 2 地域福祉活動計画の性格及び位置づけ等

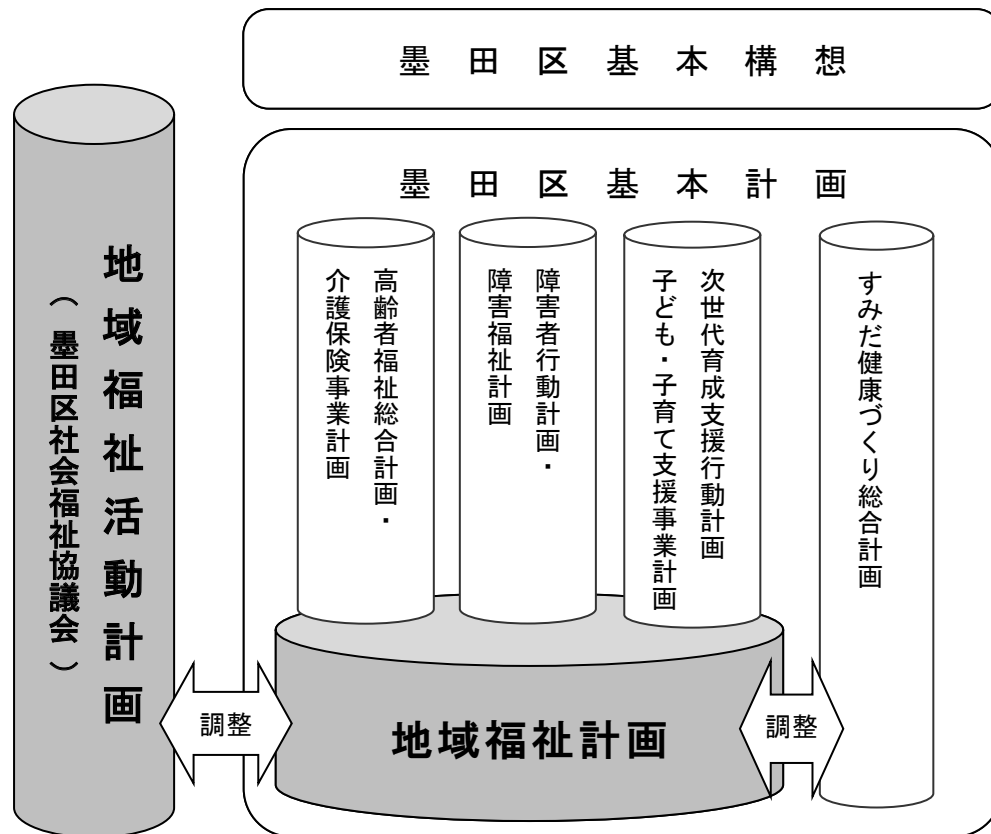
### (1) 地域福祉活動計画の性格と意義

「墨田区地域福祉活動計画」は、住民・関係者・関係機関等が協働して、安心して暮らせる地域づくりを推進する活動を行っていくための行動計画です。

住民や関係機関等が参加して計画を策定することを通して、地域の支えあい・助けあいのためのつながりや関係づくりを構築する契機とし、連携や協働の道筋をつくります。また、住民の視点から地域課題を明らかにしたり、理想のまちの姿を掲げることによって、まち全体で課題や目標を共有し、意識の高揚につなげることができます。

## (2) 地域福祉活動計画の位置づけ ―他計画との関係から―

本計画は、「墨田区地域福祉計画」をはじめとする区の関連計画との整合を図りつつ、地域福祉を推進することをめざす計画として位置づけられます。また、本計画は社協の発展・強化計画としても位置づけられます。



墨田区には地域福祉を推進するための計画が策定されています。

具体的には、「墨田区地域福祉計画」（平成 23～32 年度）、「墨田区高齢者福祉総合計画・介護保険事業計画」（平成 27～29 年度）、「障害者行動計画・障害福祉計画」（平成 23～32 年度）、「次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画」（平成 27～31 年度）等があります。

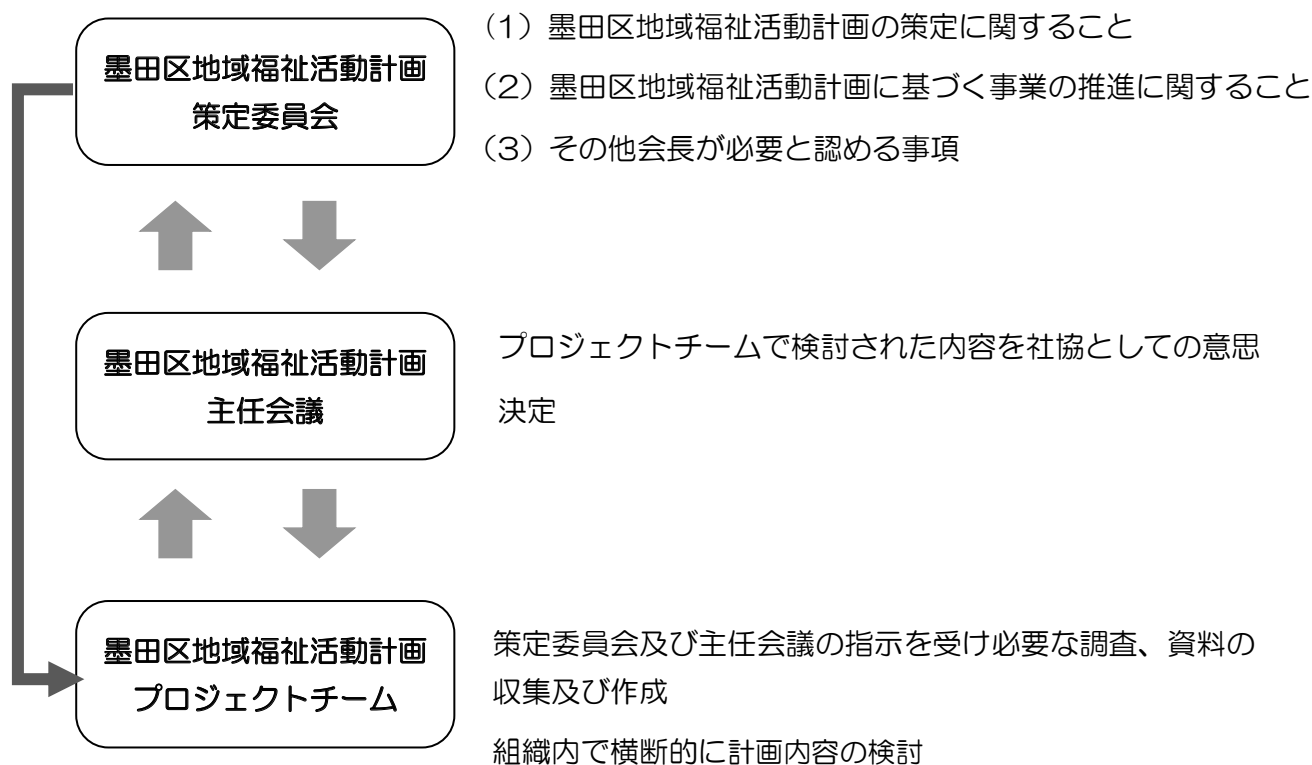
本計画は、区が策定した「墨田区地域福祉計画」とは車の両輪のような関係です。区の「墨田区地域福祉計画」は、平成 12 年に改正された社会福祉法第 107 条の規定に基づく市町村地域福祉計画（行政計画）である一方、本計画は公的なサービスや施策では解決できない生活課題を、住民・関係機関等が相互に協力して解決に導くための民間の活動・行動計画です。どちらもそれぞれの立場から、互いに連携・協働・補完しあいながら、地域福祉の向上をめざしています。

### 3 住民・関係機関等の参加による計画の策定

#### (1) 住民・関係機関等の参加による策定

本計画は、本会理事をはじめ、地域福祉を推進している団体の代表や区民等から構成される「墨田区地域福祉活動計画策定委員会」における協議・検討を通じて策定を行いました。

また、事務局内においては、「墨田区地域福祉活動計画改定プロジェクトチーム」を設置し、担当ごとに選出した職員により組織内で横断的に検討を重ね、随時「主任会議」で社協としての意思決定を行い、全職員をあげた取り組みを進めてきました。



【策定委員会の様子】



## (2) 住民・関係機関等の意見の反映

本計画は、住民や関係機関等の意見の反映を図るために、以下の取り組みを行いました。

### ●関係機関等へのヒアリング調査の実施（概要は 78 ページを参照）

目的	地域の住民・関係機関等へのヒアリング調査を通して、地域における福祉課題、今後の地域福祉活動のあり方、地域福祉活動推進における関係機関・住民・社協等の連携のあり方等に関する意見や要望等を把握する。
対象者・団体	町会・自治会、小地域福祉委員会、ふれあいサロン、生活支援員、住民参加型在宅福祉サービス協力員、ボランティア、社協寄付者、社協会員、社協事業利用者、福祉施設・事業所、民生委員・児童委員、高齢者支援総合センター、高齢者みまもり相談室、医療機関、保健センター、企業、学校、学生 など
対象人数・団体数	個人：59 人、団体：6 団体、計 65 件
実施期間	平成 28 年 2 月 15 日（月）～平成 28 年 3 月 18 日（金）
実施体制	社協の職員 20 人で対象者・団体のもとに出向き、個別にヒアリング調査を実施

### ●パブリックコメントの実施（概要は 81 ページを参照）

目的	「第 3 次墨田区地域福祉活動計画」の中間報告とそれに対する意見を集約し、計画に反映させる。
実施期間	平成 29 年 1 月 11 日（水）～平成 29 年 2 月 10 日（金）
公開対象	「(仮称) すみだいきいきプラン 第 3 次墨田区地域福祉活動計画【後期計画】(平成 29 年度～平成 33 年度)(中間のまとめ)」
周知方法	○区のお知らせ(平成 29 年 1 月 11 日号) ○社会福祉協議会ホームページ ○社協だより(平成 28 年 12 月 1 日号)
公開方法	○閲覧場所の設置 すみだボランティアセンター、すみだボランティアセンター分館、墨田区役所に閲覧場所を設置 ○ホームページによる公開 中間のまとめのデータを掲載
意見提出方法	閲覧場所、郵送、ファクシミリ、メールで受付
意見募集の結果	意見者数：5 人(計 16 件)

### ●策定プロセスに関する情報公開

目的	計画策定の透明性の確保
内容	策定委員会の議事録及び配付資料
公開方法	社協窓口での公開

## 4 計画の期間

第3次墨田区地域福祉活動計画は、平成24年度から平成33年度までの10か年を計画期間としています。理想とする10年後のすみだのまちの姿を全職員で共有し、その実現に向けた取り組みを展開しています。ただし、社会や地域の実情・課題は目まぐるしく変化していることから、計画の実行を確実にするために、10年間の計画を前期（平成24～28年度）と後期（平成29～33年度）に分け、前期5年間が終了した中間年（平成28年度）で改定を行いました。本計画では後期5年間における目標を設定し、計画的に事業を展開することで地域福祉を推進していきます。

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	
地域福祉活動計画	第3次(前期)						
	改定作業	第3次地域福祉活動計画(後期計画)					改定
【参考】 墨田区地域福祉計画		第3次地域福祉計画(後期計画)					改定
						第4次	

